

基本計画

基本目標4 安全・都市基盤

災害に強く、安全・安心・快適で便利なまちづくり

基本施策	①防災・消防	P.94
	②防犯・交通安全	P.98
	③土地利用・都市構造	P.100
	④住宅・住環境	P.102
	⑤道路・交通	P.104
	⑥上下水道	P.108

① 防災・消防

～市民の力を合わせ、防災・減災を進めるとともに消防力を強化します～

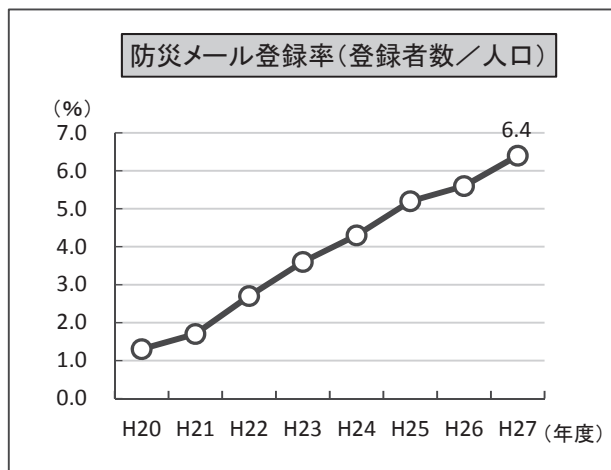
■現状と課題

本市は、市街地の大半が低地帯であるため、水害が発生する危険性が高く、山地・丘陵地では花崗岩風化土が広く分布していることから、豪雨による斜面の崩壊が発生しやすい地形・地質的特性を有しています。また、沿岸部や古開作等の低地帯では、津波や高潮被害の可能性とともに、地震による液状化現象の発生も懸念されます。このため、地域防災計画等に基づき、総合的かつ計画的な防災対策を進め、災害発生時において、市民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限に抑えることができるように、災害に強い安全・安心のまちづくりを、引き続き推進していく必要があります。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震のような大規模広域災害では、「公助の限界」が明らかになり、市民や地域自らが災害に備えた主体的な取組を行う「自助・共助」の重要性が叫ばれています。わが国では、昭和 36 年の災害対策基本法の制定以降、防災インフラの整備が進められ、その進展とともに、被害の軽減が図られてきました。しかし、その一方で、防災は行政の責任であるという意識が住民にも行政にも深く浸透し、長年にわたり行政主導の防災が維持されてきたことが、住民や地域の災害に対する主体性を失わせたとの指摘もあります。特に、東日本大震災では、住民の主体的な対応行動の欠落が被害の拡大に大きく作用したとも言われています。

大規模災害は、地域全体に想像を超える甚大な被害をもたらすものであることから、こうした事態に備えるためには、市民の「自分の命は自分で守る」という自助意識のさらなる醸成を図るとともに、災害に対して地域が一体となって向かいあえる体制を整備しておくことが重要です。また、障がいのある人、妊婦、子ども、傷病者、外国人などの配慮を要する人に対しては、避難所生活をはじめとする災害時における避難支援を、地域やグループで担うことができるようにしておく必要があります。

消防体制は、本市のほか柳井地区広域圏の 3 町（周防大島町・上関町・平生町）で設立した柳



井地区広域消防組合（本市域には、本署・東出張所を設置）による常備消防と、市単独の消防団による非常備消防で構成され、消防活動を行っています。救急・救助体制についても、柳井地区広域消防組合が担っています。今後とも消防及び救急・救助活動を迅速かつ的確に行えるように、体制の充実・強化と業務の高度化を図っていく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
防災メール登録数	平成 27 年度： 人口の 6.4%	平成 38 年度： 人口の 20%	↗
防災拠点施設の耐震化率	平成 26 年度：84.2%	平成 38 年度：100%	↗
防災出前講座	平成 27 年度： 19 回・408 人	平成 38 年度：増加させる	↗
浚渫を行った準用河川数	令和 3 年度：2 河川	令和 8 年度：17 河川	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 市民の防災力を高め、市民と行政が連携した防災体制の整備・充実を図ります

- 市民が「自分の命は自分で守る。自分のことは自分で助ける」という自助の心構えを持って、災害への備えや災害発生時に適切な行動ができるように、防災知識の普及・啓発と情報提供に努めます。
- 学校、団体等と連携した防災教育の充実を図るとともに、地域や組織形態に応じた実践的な訓練の実施に努めます。
- 自主防災組織の結成を促進するとともに、防災活動や訓練を継続して実施できるように、組織の育成に努めます。
- 防災行政無線や防災メール等の多様な情報伝達手段の活用を図り、市民が迅速かつ的確な避難行動がとれるように、避難体制の強化・充実に努めます。
- 災害弱者のプライバシーや個人情報等に配慮しながら、実効性の高い避難行動要支援者名簿を作成します。また、避難所等における合理的配慮の提供に努めます。
- 大規模災害時における公助の限界を鑑み、自主防災組織や自治会などの地域コミュニティ等の助けあい（共助）による避難体制の構築に努めます。
- ドローン等の最新技術を活用するなど災害対策の高度化を図るとともに、災害時用の資機材や物資の配備・充実を図ります。

2 災害に強いまちづくりを進め、安全・安心のまちづくりを推進します

- 高潮対策及び海岸堤防老朽化対策として、護岸の改修や改良、胸壁等の新設を進め、施設の機能強化を図ります。
- 宮本排水区及び柳北排水区における雨水ポンプ場の整備や下水路など雨水排水施設の適正な維持管理を行い、集中豪雨等による浸水被害の防止と軽減を図ります。
- 柳井川や土穂石川などの河川及び危険ため池の改修・整備を進めます。
- 河川氾濫などの浸水被害防止等のため、準用河川の計画的な浚渫を行い、適切な維持管理に努めます。
- 公共施設の耐震化と避難所機能の強化を図るとともに、防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設の整備に努めます。また、各家庭における耐震診断、耐震補強など耐震化の促進に努めます。あわせて、地震保険への加入を促進します。
- 治山・土砂災害防止施設の整備推進に努めます。あわせて、土砂災害特別警戒区域内等にある住宅等の移転・災害対策工事に要する費用を助成します。

3 火災予防対策及び消防・救急体制の充実を図ります

- 市民の防火意識の高揚を図るとともに、地域や学校、事業所等における防火訓練や防火教育の実施、家庭用火災報知器の設置促進に努めます。
- 防火管理者の育成指導や危険物施設等の立入検査を実施し、事業所における自主的な防火管理体制や保安体制の確立を図ります。
- 常備消防における機能的な消防活動の維持・向上を図るため、施設、設備、車両、資機材等の計画的な整備・更新に努めます。あわせて、消防水利の維持充実に努めます。
- 非常備消防である消防団の育成・強化を図るため、車両や資機材等の整備、教育訓練の充実等に努めます。また、女性や若年層の入団を促進します。
- 救急車両や資機材等の整備・更新を進めるとともに、県や医療機関等との連携を強化し、ドクターヘリを含めた救急搬送体制の充実を図ります。
- 救急・救助隊員の知識と技術の向上を図るとともに、救急救命士の養成に努めます。
- 公共施設や市内事業所等へのAEDの設置を促進するとともに、誰もが率先して命をつなぐ人材となれるよう市民に救命講習等の受講を促します。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆ハザードマップ等を確認し、いざというときの対応を家族で話しあって決めておきましょう。
- ☆防災メールや防災アプリに登録しましょう。
- ☆防災訓練や防災出前講座等へ参加しましょう。
- ☆自宅に火災報知器を取り付けましょう。



市の木 もくせい

② 防犯・交通安全

～まちぐるみ、市民ぐるみでの安全・安心の地域社会の構築をめざします～

■現状と課題

防犯については、社会構造の変化に伴い、地域社会が伝統的に有していた犯罪抑止力の低下が懸念されています。また、情報通信手段の発達や国際化により、犯罪は広域化・複雑化しています。そのため、引き続き、市民、地域団体、警察、行政等が連携しながら、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、環境美化や死角の除去などにより地域の防犯性を高め、犯罪の発生を抑止していく必要があります。

暴力団は、市民生活や経済活動の場に深く介入し、不当な資金獲得活動を行い、市民や事業者に大きな脅威を与えています。本市にも暴力団組織が存在しており、暴力団員等の不当な行為に対しては、「暴力団を恐れない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団を利用しない」という基本理念のもと、市民が一体となって、暴力団排除を推進していく必要があります。

交通安全対策については、本市の交通事故件数は減少傾向にあるものの、死亡事故は毎年のように発生し、特に高齢者が関わる事故が増加しています。これらの事故の多くは、前方不注意や速度違反など、交通ルールの遵守違反によるものであり、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の啓発が、あらためて重要となっています。今後とも、警察等関係機関との連携により、交通安全運動の推進や道路交通環境の改善を進めていく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
年間犯罪発生件数	平成 27 年：215 件	平成 38 年：減少させる	↘
年間の交通事故死亡者数	平成 27 年：4 人	平成 38 年：減少させる	↘
年間の人身事故件数	平成 27 年：139 件	平成 38 年：減少させる	↘

■施策展開の方針と主な取組

1 市民と行政が連携した防犯活動を推進します

- 警察との連携を強化し、地域の自主的な防犯活動を支援するとともに、広報・啓発活動を推進し、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- 地域住民やPTA等との連携・協力により、子どもたちの日常生活や通学時における安全性の確保に努めます。
- 防犯性を高めるまちづくりのために、自治会等が設置する防犯灯の整備費を助成します。
- 「柳井市犯罪被害者等支援条例」に基づき、警察や関係機関等との連携・協力のもと、犯罪被害者等への適切な支援に努めます。

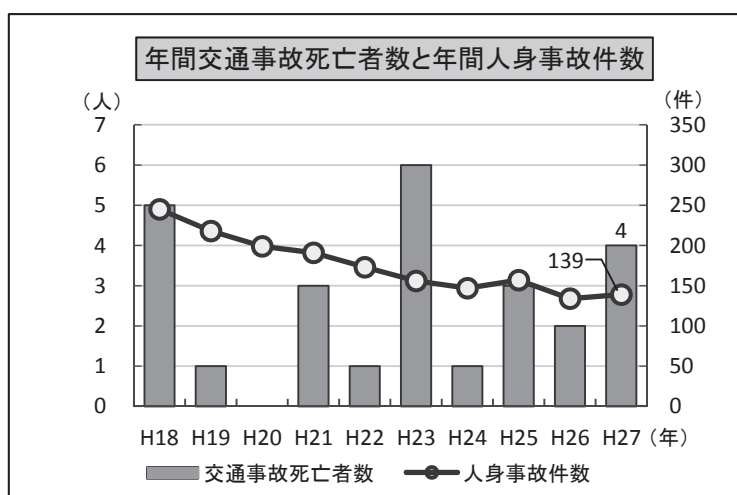
- 「柳井市暴力団排除条例」に基づき、市民、地域団体、警察との連携・協力のもと、暴力団組織の排除を推進します。また、集団による暴走行為などに対する暴力追放運動を展開します。

2 市民と行政が連携した交通安全活動を推進します

- 幼児から成人に至るまで心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。また、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者には、出前型講習会や家庭訪問による個別指導等を行います。
- 道路改良やカーブミラー、ガードレール等の設置を進め、交通事故の防止に努めます。
- 「柳井市通学路交通安全プログラム」に基づき、地域住民やPTA等との連携・協力により、通学路における安全性の確保を図ります。
- 車中心の交通対策から、「ゾーン30」の整備など「人の視点に立った交通安全対策」を推進します。
- 交通事故の相談窓口である柳井ブロック交通事故等相談所の周知を図り、問題の早期解決を支援します。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆自宅や自転車等の施錠を習慣化しましょう。
- ☆交通ルールを守り、交通マナーに心がけましょう。



③ 土地利用・都市構造

～住・職・学・遊・医などの生活機能がコンパクトに配置された都市を形成します～

■現状と課題

本市は、市の中心部と西部に広がる平野、北部の山間地、東部の沿海部、南部の半島部と島しょ部といった多様な地勢を有しています。また、山地・丘陵が海岸近くまで迫り平地面積が少ないことが、本市の土地利用と市街地形成に大きな影響を与えています。

本市では、旧柳井市のエリア全体を都市計画区域と定め、そのうち 698ha の範囲を都市計画用途地域とし市街地を形成する範囲と設定しています。それ以外の地域は、自然的地域として、農業振興地域など土地利用規制の活用によって計画的な利用促進に努めてきました。

土地は、現在から将来にわたって市民のための限られた資源であるとともに、安全で快適な市民生活と健全な事業活動の共通の基盤となるものです。したがって、公共の福祉優先の基本理念のもと、総合的かつ長期的視点に立った計画的な土地利用を推進していく必要があります。

また、人口減少等が進む本市にあっては、市街地内の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造への転換をめざす一方、自然的地域においては、引き続き、農業振興地域制度や地域森林計画制度の適切な運用を図り、農林漁業との調和や既存集落の良好な環境の保全に努めていく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
人口集中地区（D I D）の面積	目標 平成 37 年国勢調査の値が、平成 27 年国勢調査の値を超えない (参考：平成 27 年国勢調査の値 4.35 平方キロメートル)		↘
適正な土地利用の推進に対する満足度 (平成 37 年市民意識調査)	満足度 平成 27 年：6.0%	平成 38 年：高める	↗
	不満度 平成 27 年：28.0%	平成 38 年：低下させる	↘

■ 施策展開の方針と主な取組

1 今ある市街地を有効活用しつつ市街地の拡大を抑え、様々な都市機能がコンパクトに集約された都市構造への再編を進めます

- 良好な市街地環境の形成や健全で合理的な土地利用を促進するため、「柳井市都市計画マスタープラン」を改定するとともに、用途地域や地区計画、農業振興地域等の土地利用に係る個別の手段を総合的に活用し、計画的な土地利用を推進します。
- 立地適正化計画制度や特定用途制限地域などを積極的に活用し、コンパクトなまちづくりを実効性のあるものとして取り組みます。
- 都市計画総括図をはじめとした都市計画に関する情報のデジタル化を進め、市民や事業者がいつでも気軽にまちづくりに関わることができるように情報提供に努めます。

2 農林業振興施策との調整を図りつつ、都市計画による適正な規制誘導により地域の特性に応じた健全で合理的な土地利用に努めます

- 自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域においては、農業振興施策を計画的に推進します。
- 農業振興地域における土地利用については、優良農地の確保・保全と農業生産基盤の整備を推進し、効率的で生産性の高い農業の確立をめざします。また、自然環境の保全や耕作放棄地の拡大防止・解消など適正な管理に努めます。
- 「柳井市地域森林計画」と「柳井市森林整備計画」に基づき、適正な森林施策の実施や森林の保全、健全な森林資源の維持造成を推進します。また、顕在化している竹林の繁茂については、竹林資源の有効活用を模索するとともに、適正な管理や他樹種への転換等を進めます。

3 土地利用に関する情報について、適切な運用に努めます

- 土地の効率的な利用を図るため、地籍調査の成果を踏まえ、地籍情報の適切な管理と運用に努めます。
- 国土利用計画法や公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引規制の的確な運用を図ります。
- 住居表示制度は、市街地内の住所・所在地を分かりやすいものにするため、引き続き実施区域内での適切な運用を図ります。

☆市民の力を発揮しましょう

☆低未利用地や耕作放棄地が増えないように、早めの相談に努めましょう。

④ 住宅・住環境

～すべての人が住み良さを実感できる居住環境をつくります～

■ 現状と課題

本市の住宅状況は、平成 25 年の住宅・土地統計調査によると、持ち家の割合が 71.6%となっており、国平均の 61.7%、県平均の 67.3%を上回っています。一方、空き家の占める比率は 18.9%と高く、最低居住水準に達していない狭小な住宅や老朽化した住宅も依然として残されており、住まいの質や耐震性、地球温暖化対応などの面において課題があります。

市営住宅については、老朽化して耐用年数を超えたものが増加しており、「柳井市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切なストックマネジメントを行っていく必要があります。

少子化・高齢化の進行や人口減少により、今後はさらに空き家等の増加が見込まれ、中でも適切な管理が行われていない空き家等の増加は、地域住民の防災、防犯、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが予測されます。市民の快適で安全な住環境を確保していくためには、空き家等の活用を促進するとともに、総合的な視点に立った空き家対策を展開していく必要があります。また、真に豊かな住生活を実現するためには、住宅単体のみならず居住環境を含む住生活全般の「質」を重視した施策の推進が求められています。

さらに、住宅は、単に市民の生活の場だけではなく、街並みや景観を構成する重要な要素であることから、無秩序な宅地開発や建築行為がされないように、柳井の風土や周辺環境に配慮した住まいづくりを推進していく必要があります。

■ 成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
市営住宅の管理戸数	平成 27 年度：925 戸	平成 38 年度：650 戸	↘
敷地が道路に接していない、または接していても幅員が 4 m 未満の道路である住宅の割合 (平成 35 年住宅・土地統計調査)	平成 25 年：60.9%	平成 38 年：減少させる	↘
住宅・宅地の整備に対する満足度 (平成 37 年市民意識調査)	満足度 平成 27 年：12.6%	平成 38 年：高める	↗
	不満度 平成 27 年：16.2%	平成 38 年：低下させる	↘

■施策展開の方針と主な取組

1 既存の住宅ストックを活用し、市営住宅の適切なストックマネジメントを行います

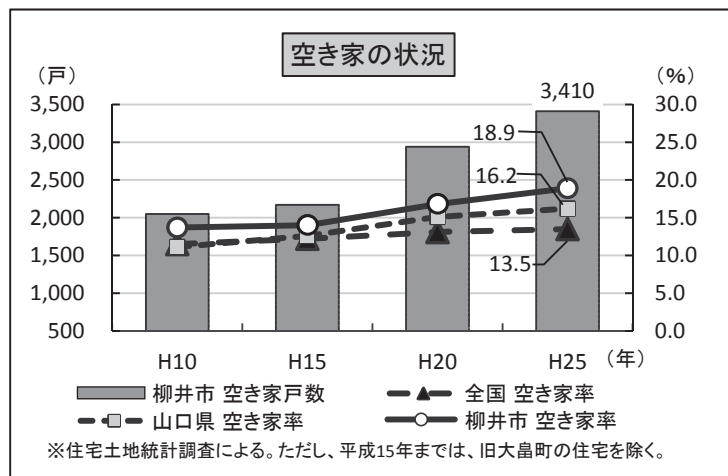
- 「柳井市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切なストックマネジメントを行いながら市営住宅の維持・管理に努めます。
- 現在の「柳井市公営住宅等長寿命化計画」の計画期間が終了する平成34年度までに、市営住宅の耐用年数の経過状況や適切な住宅供給規模を検討し、団地の統廃合を含めた「第2次柳井市公営住宅等長寿命化計画」を策定します。

2 良質な住宅・宅地の供給促進を図り、魅力ある住環境を形成します

- まちなか居住を促進し、良好な住環境を確保するため、狭あい道路の拡幅整備を進めるとともに、空閑地等での小規模な土地区画整理事業等による民間宅地開発を支援します。
- 土穂石地区土地区画整理事業については、地区の合意形成を図りつつ廃止を前提とした見直しを行います。
- 税制優遇措置である優良宅地・優良住宅認定制度や民間事業者による宅地開発・大規模建築行為に関する手続を明確にし、地域の環境と調和のとれた宅地が供給されるように努めます。
- 居住環境の安全性や質の向上を図るため、住宅の耐震化や防犯化、低炭素住宅等の普及や住宅の長寿命化等を促進します。
- 福祉部門と連携し、高齢者や障がい者の身体に配慮した住宅の普及や、ユニバーサルデザインを考慮した住宅及び宅地の整備を促進します。
- 空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「柳井市空き家等対策計画」（仮称）を策定します。
- 空き家等の所有者に、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように、空き家等の適切な管理を促します。
- 地域の実情に応じて、地域活性化等の観点から空き家等の有効活用を図ります。
- 市及び土地開発公社が所有している宅地分譲地（サザンヒルズ八幡・琴の里・パークビレッジ大畠）については、広報宣伝等に努め、販売促進につなげます。

☆市民の力を発揮 しましょう

☆空き家や空き地が、周辺の迷惑にならないように適切な管理に努めましょう。



⑤ 道路・交通

～快適で便利な道路空間づくり、交通ネットワークづくりを推進します～

■ 現状と課題

都市間を結ぶ交通網は、市民の活動範囲を広げ、地域間交流と連携を進める上で重要な基盤となるものです。本市では、従来から国や県、関係自治体、民間事業者との連携によって、国道や県道等の幹線道路網の整備、鉄道・港湾機能の充実などに努めてきました。

市民の日常生活や経済活動を支える市道（路線数：894、実延長：476.8 km）についても、その整備改良を計画的に進め、平成 27 年度末現在、舗装率 79.17%、改良率 45.80%となっています。

しかし、山陽自動車道や空港、新幹線駅等の高速交通体系へのアクセスについては、依然として不便な状況にあります。また、膨大な延長にわたる道路や橋りょうは、老朽化が進んでおり、今後の市民生活や事業活動等に支障を及ぼすおそれがあります。

こうしたことから、幹線道路については、国道 188 号岩国南バイパスの南伸などによる地域高規格道路の整備や、主要な道路交通網を形成している国道 188 号の柳井平生バイパスを含めた整備等を、引き続き県等と連携して国に強く要望していく必要があります。

市道については、今後も必要性の高い箇所を重点的かつ計画的に整備し、安全性や利便性、快適性の向上を図っていく必要があります。また、地域の実情にきめ細かく対応できるように、地域住民との協働による「ふるさとの道づくり」等も推進していく必要があります。

一方で、安全で快適な道路・交通環境づくりのためには、駐車・駐輪マナーの向上とあわせて、高齢者や障がいのある人を含む、すべての人にやさしい道路環境や公共交通施設などの整備、地域の実情に応じた交通システムの構築等も求められています。

フェリー等が発着する柳井港は、四国地方への玄関口としての役割も有しており、松山市をはじめとする各都市との交流拡大を図る上で、港湾機能のさらなる充実が求められます。

さらに、空港や新幹線駅につながる JR 山陽本線の鉄道機能を充実させることも必要です。

平郡島への平郡航路は、島民にとって欠かすことのできない交通手段であり、今後も第三セクターである平郡航路有限会社の事業経営の健全化を図る必要があります。

■ 成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
市道改良率（幅員 4 m 以上に改良済みの道路延長／市道の全延長）	平成 27 年度：45.80%	平成 38 年度：50.10%	↗
「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された「予防保全型橋梁」の修繕率	平成 27 年度：7.1%	平成 38 年度：39.9%	↗

柳井港の船舶乗降客数 (平成 36 年港湾調査)	平成 26 年 : 168 千人 / 年	平成 38 年 : 維持する	→
J R 柳井駅の乗降客数	平成 27 年度 : 4,046 人 / 日	平成 38 年度 : 維持する	→
道路、交通網の整備に対する 満足度 (平成 37 年市民意識調査)	満足度 平成 27 年 : 17.1%	平成 38 年 : 高める	↗
	不満度 平成 27 年 : 32.6%	平成 38 年 : 低下させる	↘

■施策展開の方針と主な取組

1 広域交通ネットワークの充実により他都市との交流を便利にします

- 周辺都市へのアクセスの向上を図るため、広域連携軸として位置づけられる岩国柳井間地域高規格道路（国道188号岩国南バイパスの南伸）の整備促進について、県等との連携協力を図り、引き続き国への要望を行います。
- 国道188号柳井平生バイパスの早期事業化を国に働きかけるとともに、柳井警察署前交差点の改良整備を促進します。
- 山陽自動車道玖珂インターチェンジや新幹線駅等へのアクセスを強化するため、（仮称）柳井玖珂道路の地域高規格道路としての早期選定をめざします。
- 地域間を結ぶ主要道である県道（柳井周東線・光柳井線・光日積線・柳井上関線・柳井由宇線・伊陸大畠港線・木部柳井線・東浦西浦線）は、交通量の状況や社会情勢の推移等を勘案しながら整備を促進します。
- 新幹線駅や空港に連絡する J R 山陽本線は、鉄道事業者との連携協力により、利用促進を図りつつ、鉄道機能の維持・充実に取り組みます。
- 松山都市圏や離島を結ぶ海上交通の要衝である柳井港は、乗り換え等で施設を安全に利用できるように、地域再生計画に基づき渡航施設のバリアフリー化や駐車場等の周辺施設整備を促進し、港湾機能の充実を図ります。

2 道路ストック（舗装、橋りょう、照明、標識等）の適切な管理により長寿命化を図ります

- 市道については、地域の幹線道路の整備を計画的に進めるとともに、生活道路の整備、狭あい道路の解消に努めます。
- 良好な居住環境の形成や交通安全、防災面での機能向上の観点から、地域住民が狭あいな道路の解消のために主体的に計画、実施し、行政が支援する「ふるさとの道整備事業」や「生活道路整備事業」等の地域住民との協働による「ふるさとの道づくり」を積極的に推進します。
- 橋りょうは、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、5年に1度、定期的な点検を行い、補修が必要な橋りょうや耐用年数を経過した橋りょうについては、計画的に修繕等の維持管理を行います。

- 市道の管理パトロールを強化し、損傷箇所や危険箇所の早期発見と迅速な対応に努めます。
- また、道路照明や標識等の道路附属物については、定期的に点検を実施し、修繕の必要な箇所の早期発見と迅速な対応に努めます。

3 安全で快適な道路・交通環境づくりに努めます

- 高齢者や障がい者をはじめとする歩行者の安全性や快適性を確保するため、歩道の段差解消、点字ブロックの設置などのバリアフリー化や交通安全施設の整備を推進するとともに、適切な維持管理により良好な歩道環境・道路空間の確保に努めます。
- 都市計画道路は、社会経済情勢を踏まえた上で、計画決定から長期間にわたって未着手となっている路線については、廃止を含めた見直しを行います。
- 主要な交通結節点であるＪＲ柳井駅は、鉄道事業者との連携を図りながらエレベータ設置等によるバリアフリー化を促進します。
- 駅前広場等の良好な環境を確保するため、鉄道駅周辺における駐輪場の維持管理と自転車等放置規制の適切な運用を図ります。
- 既存の市営駐車場については、利用促進と有効活用に努めながら、利用の実態と採算性を検討し、廃止や経営譲渡等も含めて幅広く検討します。

4 人にやさしい公共交通の充実を図り、新しい交通システムなど交通手段の充実に努めます

- 持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図るため、立地適正化計画制度等との整合を図りながら、地域公共交通網形成計画等の作成に取り組みます。
- 日常生活に不可欠なバス路線を維持するため、他の交通機関との連携を図りながら、市民ニーズに合わせた運行の改善に努めるとともに、国、県と協力して、バス事業者への助成、運行委託などに取り組みます。
- 交通不便者の日常移動手段を確保するため、地域の実情に応じて、デマンド交通など新しい交通システムを含めた公共交通サービスの提供に努めます。
- 平郡島への離島航路を確保するため、国、県の協力を得ながら航路の維持を図るとともに、利用者のニーズを踏まえた運航方法などを検討します。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆公共交通機関を利用しましょう。
- ☆道路のくぼみなど、気づいたことを伝えましょう。



市の花 ツツジ

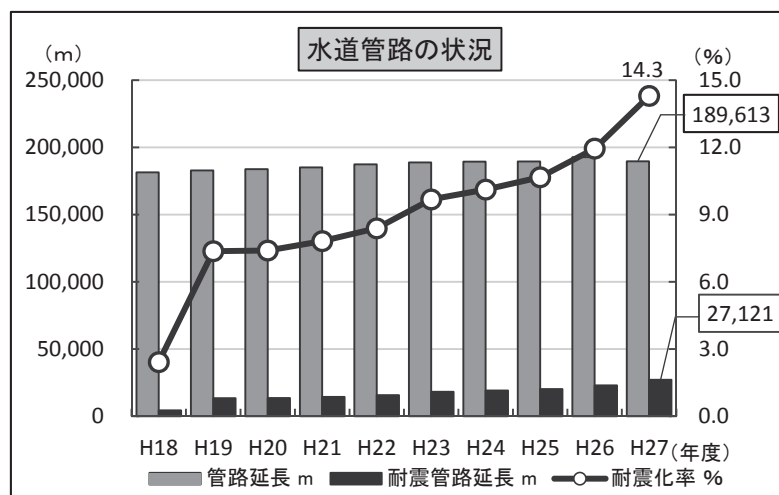
⑥ 上下水道

～健康で快適な都市生活を支える施設整備と維持運営に努めます～

■ 現状と課題

本市の上水道は、度重なる水不足に悩まされてきましたが、平成 13 年度に柳井地域広域水道企業団から用水供給を受けることで、安全で安定的な水道水の供給が実現しました。しかし、人口減少等により 1 日平均有収水量は、平成 19 年度をピークに減少傾向にあり、主たる収入源である水道料金の増収は期待できない状況にあります。経費は、広域水道企業団からの受水費、減価償却費や企業債の支払利息などの固定的な費用が、全体の 8 割近くを占め、削減は容易ではありません。その一方で、水道水を安定的に供給するためには、老朽化した管路や施設の更新と耐震化を進める必要があります。今後、多額の費用が必要となります。そのため、平成 27 年 3 月に、これらの課題を踏まえた上で、水道事業の進むべき方向性を明らかにした「柳井市水道ビジョン」を策定しました。今後の水道事業の経営に当たっては、人口と給水量のさらなる減少が見込まれる中で、業務執行体制や水道施設の最適化、更新施設のダウンサイジングなどの経費の削減努力に加えて、補助事業等の有効活用にも取り組んでいく必要があります。また、離島の平郡東西の簡易水道については、水質の向上と安定供給に努めるとともに、地理的条件により職員による即応的な維持管理が困難であることから、民間への包括的な業務委託を検討する必要があります。

下水道は、トイレの水洗化や生活環境の改善、河川や海の水質保全など多様な役割を果たしています。本市の平成 27 年度末の下水道の利用可能面積は 328.69ha で、下水道人口普及率は 30.1%となっています。これに余田地区及び大畠地区の農業集落排水と浄化槽による処理を含めた污水处理人口普及率は、75.4%となっています。今後の污水处理については、事業計画区域内における下水道整備を着実かつ計画的に進めるとともに、事業計画区域内にあっても長期にわたって整備が見込めない地域においては、地域の実情に適した効率的かつ経済的な手法による整備を進め、污水处理人口普及率の向上を図っていく必要があります。さらに、下水道事業の経営に当たっては、経営状況をより的確に把握できる公営企業会計へ移行し、経営基盤の強化を図る必要があります。



■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
上水道の有収率	平成 27 年：90.3%	平成 38 年：92.0%	↗
水道管路の耐震化率	平成 27 年：14.3%	平成 38 年：24.0%	↗
汚水処理人口普及率	平成 27 年度：75.4%	平成 38 年度：79.9%	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 安全で安定した水道供給のため、施設の強化と健全な経営基盤の確立に努めます

- 災害に強い水道施設を確立するため、老朽化した配水管を耐震性能を有する管に更新するとともに、管路網をブロック化することで緊急時対応の容易性と迅速性の向上を図ります。
- 健全な経営基盤を確立するため、将来の水需要の減少を見込み、施設のダウンサイジングや管路網の再整備による事業費の削減を図るとともに、補助事業の有効活用に努めます。
- 地震や水質事故等の緊急時に、より適切かつ迅速に対処できる体制を構築するため「柳井市水安全計画」（仮称）を策定します。
- 離島という地理的条件により即応的な維持管理が困難な平郡東西の簡易水道施設については、民間への包括的な業務委託を検討します。
- 業務執行体制の最適化を図るため、窓口・検針業務の包括委託を行うとともに、公営企業の職員としての人材育成に努めます。
- 定期的に水道事業経営懇話会を開催して水道事業の経営状況を検証します。
- 水道サービスにおける満足度の向上を図るため、水質や水道工事の状況、水道料金の仕組みや経営状況などの情報を積極的に発信します。

2 下水道施設の機能を高めるとともに、下水道普及率の向上などを推進します

- 生活排水対策として、公共下水道の整備や浄化槽の普及促進を図り、公共用水域の水質保全に努めます。
- 公共下水道整備済区域内の未接続者に対し、排水設備の設置・接続を促し、水洗化率の向上を図ります。
- 経営成績や財政状態などの経営状況をより的確に把握できる公営企業会計へ移行し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。
- 下水道施設・農業集落排水施設の老朽化に対応するため、施設の長寿命化を図る更新計画を策定し、維持管理費の縮減や更新費用の平準化に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆寒くなることが予想される場合は、早めに水道管の凍結対策をしましょう。
- ☆下水道の本管が整備された地域では、早めに接続しましょう。
- ☆浄化槽の法定点検を受けましょう。

